

東広島市物品調達等及び委託役務に関するプロポーザル実施基本要領

平成21年4月1日制定

(題名改称)

平成24年10月1日改正

平成26年2月1日改正

令和5年4月1日改正

令和7年11月6日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する物品・委託役務契約（東広島市物品調達等及び委託役務に係る業者の選定に関する規程（平成21年東広島市訓令第1号。以下「選定規程」という。）第1条に規定する物品調達等及び委託役務の契約をいう。）に関し、プロポーザル方式により契約の相手方を選定する場合の手続に係る基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとところによる。

- (1) プロポーザル方式 契約の相手方を選定する場合において、一定の条件を満たす提案者を指名し、又は公募して、プロポーザル提案書の提出を受け、かつ、原則としてヒアリングを実施した上で、当該提案を受けた内容の審査及び評価を行うことにより、当該物品・委託役務を履行するのに最も適した契約の相手方を選定する方式をいう。
- (2) プロポーザル提案 当該物品・委託役務契約に係る実施体制、実施方針、課題解決方法等の技術適性を的確に把握するため、公示したテーマに対し提出される企画提案をいう。
- (3) 指名型プロポーザル プロポーザル方式のうち、物品・委託役務契約の目的及び内容からみて、公募により提案書の提出を募ることが適当でない場合又はその必要がないと認められる場合において、プロポーザル提案の提出者として適切であると思われる事業者等（以下「提出要請者」という。）を複数選定した上で、プロポーザル提案書の提出を求めるものをいう。
- (4) 公募型プロポーザル プロポーザル方式のうち、その実施について公示し、プロポーザル提案の提出を希望する事業者等から参加表明書の提出を求め、提出された参加表明書により参加資格の審査を行い、提出要請者を選定した後に、プロポーザル提案書の提出を求めるものをいう。

(対象物品・委託役務契約)

第3条 プロポーザル方式により契約の相手方を選定することができる物品・委託役務契約は、高度な創意工夫若しくは技術又は専門的な知識若しくは経験が必要とされる物品・委

託役務契約のうち、市長が必要と認めるものとする。

(参加資格)

第4条 プロポーザル提案書を提出することができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 次のいずれかの日において東広島市の指名除外処分を受けていないこと。
 - ア 指名型プロポーザルにおいては、指名通知の日から随意契約締結の日まで
 - イ 公募型プロポーザルにおいては、公示の日から随意契約締結の日まで
- (3) 選定規程第4条第2項に規定する有資格業者（以下「有資格業者」という。）のうち、当該物品・委託役務契約に対応する種目又は業種について認定を受けていること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が別に定める者

2 前項第3号の規定は、物品・委託役務契約の内容等からみて当該物品・委託役務契約を履行することが可能な有資格業者がない場合その他市長がやむを得ないと認める場合は、適用しない。この場合においては、有資格業者と同等の許可、認可等を受けている者でなければならない。

(選定委員会の設置)

第5条 プロポーザル方式による契約の相手方の選定を厳正かつ公平に行うための組織（以下「選定委員会」という。）を置くものとする。

2 選定委員会の名称、構成員、運営方針等については、業務ごとに別に定めるものとする。

(所掌事項)

第6条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 指名型プロポーザル又は公募型プロポーザルの方式の選択に関すること。
- (2) 提案の課題、評価項目、配点等の内容に関すること。
- (3) 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格の基準に関すること。
- (4) プロポーザル方式に係る提案等の手続きに関すること。
- (5) 提案書の提出要請書、説明書その他の様式に関すること。
- (6) 提案書の審査に関する事項。

(指名型プロポーザルの提出要請者の選定等)

第7条 指名型プロポーザルにおいては、選定委員会が提出要請者を選定し、市長が指名するものとする。

(指名の通知)

第8条 契約担当職員（東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）第2条に規定する契約担当職員をいう。以下同じ。）は、前条の規定による要請者の指名があったときは、速やかに、次に掲げる事項を当該要請者に書面で通知するものとする。

- (1) 業務の名称、内容及び履行期限
- (2) 提案書を提出する者に必要な資格
- (3) 提案書の特定に係る評価の基準
- (4) 当該物品・委託役務契約を担当する課等（以下「契約担当課」という。）の名称
- (5) 提出意思確認書の提出に係る期限、場所及び方法
- (6) 提案書の提出に係る期限、場所及び方法
- (7) その他市長が必要と認める事項

（公募型プロポーザルの実施の公表）

第9条 契約担当職員は、公募型プロポーザルを実施しようとするときは、当該物品・委託役務契約ごとに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 前条第1号から第4号まで、第6号及び第7号に掲げる事項
- (2) 参加表明書の提出に係る期限、場所及び方法

2 前項の規定による公表は、公示のほか、契約担当課における閲覧、市ホームページの掲載その他の適当な方法により行うものとする。

（公募型プロポーザル参加表明者の資格審査）

第10条 選定委員会は、第6条の規定による基準に基づき公募型プロポーザルの参加表明者の提案資格について審査を行い、提出要請者を選定するものとする。

2 前項の審査による選定の結果は、市長が全ての参加表明者に通知するものとする。

（プロポーザル提案）

第11条 第7条の規定により指名を受けた提出要請者及び前条第2項により参加の決定通知を受けた提出要請者は、この要領並びにプロポーザル提出要請書又はプロポーザル説明書に従って、プロポーザル提案書を提出するものとする。

（プロポーザル提案の失格要件）

第12条 プロポーザル提案が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該プロポーザル提案書を提出した者は、失格するものとする。

- (1) 第6条の規定により定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 第6条の規定により定めた様式及び記入要領に示す条件に適合しないもの
- (3) 許容された表現方法以外の方法が用いられているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) この要領及び提出要請書に定める方法以外の方法で、選定委員会又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的に、又は間接的に求めた場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたもの

（プロポーザル提案の審査）

第13条 プロポーザル提案の審査は、第6条の規定により定めた評価項目について選定委員会が行うものとし、審査に当たってヒアリングが必要な場合は、その日時、場所及び留

意事項等について、プロポーザル提案の提出者に別途通知するものとする。

(候補者の選定)

第14条 選定委員会は、前条の審査の結果、当該業務を実施するのに最も適すると認める者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 候補者が、第4条に規定する参加資格のいずれかを欠くこととなったときは、この者の候補者としての資格を取り消し、次点の者を新たに候補者として選定するものとする。

3 前条の審査及び前2項の規定による選定の結果については、プロポーザル提案書を提出した全ての者に通知するものとする。

(契約の相手方の決定)

第15条 契約担当職員は、仕様書及び設計金額を作成し、施行同等の決裁を受けて予定価格調書を作成した後、候補者から見積書を徴取するものとする。

2 契約担当職員は、前項の徴取した見積書に記載された見積価格が予定価格の制限の範囲内である場合は、当該候補者と契約を締結するものとする。

3 契約担当職員は第1項の見積書の徴取回数については、制限しないものとする。

(プロポーザル提案の取扱い)

第16条 提出されたプロポーザル提案の取扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 提出されたプロポーザル提案は、返却しない。

(2) プロポーザル提案の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(事務局)

第17条 選定委員会に関する事務、契約に関する事務及びプロポーザル提案、参加表明等の受理業務は、物品・委託役務契約の契約担当課が行うものとする。

附 則

1 この要領は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この要領の施行の際現に行われているプロポーザル方式による契約の事務について施行日前になされた行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行する。